

平和憲法・9条をまもる 岩手の会 ニュース No.113

2015.3.6

発行：平和憲法・9条をまもる
岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

日本国憲法の特徴は基本的人権擁護 9条守られてこそ、基本的人権も守られる

～平和憲法・9条を守る盛岡北部の会 総会 開催

1月24日(土)、平和憲法・9条を守る盛岡北部の会の第5回総会を65名の参加で開催しました。前半は、横山英信先生(岩手大学人文社会科学部教授)の「憲法の基本問題と集团的自衛権ー立憲主義と平和を改めて考えるー」と題する特別講演、後半は総会が開かれました。

講演で横山先生は、「日本国憲法の特徴は『人間は一人ひとりかけがいのない存在である』こと。すなわち、個人主義を尊重する基本的人権の擁護にある。憲法9条は「戦争しない国」を目指す条項であり、平和であってこそ基本的人権が守られる。自衛隊が合憲であることを前提に、軍隊との関わりにおける基本的人権の問題として、「他国に侵略されたら基本的人権も何もない。だから軍隊は必要だ」という議論に対して「それでは、なぜ、あなたは軍隊(戦闘部隊)に入らないのですか?」と切り返す。

自分は戦闘行為に参加するつもりがないのに、他人に戦闘行為を求める「あなた死ぬ人、私生きる人」という論理は「戦闘員の基本的人権の全面否定」であり、戦闘員に対する最大の「侮辱」である。」と強調しました。

総会では、今年は戦後70年「戦争しなかった国」を維持するかどうか節目の年、情勢は厳しいが、憲法を学び、立憲主義を定着させ、9条を守り、憲法を生活に生かす活動が重要であり、これまでの活動を踏襲し、ニュース会員を増やしニュースに会員の声を載せる、街宣を増やすなどの活動に力を入れることを確認しました。

(北部の会ニュースより)



「建国記念の日」について考える県民のつどい 戦争はもうしない! 「動物会議」に学ぶ

2月11日、盛岡市・岩手県水産会館で、「建国記念の日」について考える県民のつどいが開催され、会場を埋める約160人が参加しました。いわて労連、県革新懇、憲法会議など6団体が主催しました。

前半、佐々木良博弁護士による「動物会議(エーリヒ・ケストナー)に学ぶ」と題した講演が行われ、安倍政権の暴走(集团的自衛権、秘密保護法、憲法改悪)について検証がなされました。「動物会議」は、自由主義・民主主義を擁護し、ナチズムと闘ったドイツを代表する作家ケストナーの児童文学。第二次大戦後、再び戦争が起これば真っ先に犠牲となる子どもたちを守るべく、動物たちが世界平和のために会議を開き、人間たちに「5つの要求」を突き付けます。佐々木弁護士の解説により、この「要求」が軍事大国化をめざす安倍政権への警鐘として、現代にも通じる普遍的なものであることの理解が深められ、参加者の大きな共感を得ました。

後半、元特攻隊員の経歴を持つ佐藤洸さんから貴重な戦争体験が報告された後、集会アピールが採択され、閉会しました。戦後70年の節目を迎える今年、「戦争する国づくり」と「改憲」を許さないたたかいを発展させることが求められています。

(いわて労連機関紙より)



「9の日宣伝」復活! ~4月25日には「八法亭みややっこ」の講演(憲法断)も

みやこ九条の会は、震災以降、事務局メンバーの環境変化などもあり休業状態が続いていましたが、安倍政権の国民の声を無視した強行政治にこのままではマズイと10月に世話人会を開催し、活動を再開しました。

震災以前、継続的に行ってきた「9の日宣伝」も1月から復活しました。1月9日(金)には、宮古駅前で4団体9名が参加し、チラシ100枚を配布、署名を45筆集めました。「これは大事な署名。安倍さんは何をしでかすかわからない」「祖父の名誉回復しか考えていない」とみなさん署名に応じてくれました。中には、こそと小さな声で周りを気にしながら「私の一人息子は自衛隊員。息子を戦場へ送りたいくないので思い切って署名します!」という自衛隊員のお母さんもいました。その一方で、「憲法改正賛成だから署名しません!」という奥さんも。集団的自衛権、自民党の憲法改正草案など、「中身」をきちんと伝えていく活動を展開しなければと考えています。

3月には総会を行い、4月25日には、弁護士の飯田美弥子さんをお呼びして、講演会を開催します。落語調で憲法や9条を語る「八法亭みややっこ」(飯田弁護士)の「憲法断」は全国でひっぱりだこのこと。成功にむけて取り組んでいきます。



コラム = 「日本国憲法は『素人、外国人(GHQ)』が作成した」と、安倍首相が国会答弁(要旨)!?

今国会での安倍首相のこんな答弁には、呆れてしまいます(報道から)。

「日本国憲法排斥論者」である安倍首相からすれば「憎き『憲法』」であるからこんな発言になるのでしょうか、日本国憲法に基づく総理大臣である以上、国会での発言として許されないとします。

第1に、確かに日本国憲法は「外国人(GHQ)」により起草されたものです。しかしこれはポツダム宣言を受け入れて無条件降伏した日本が、その宣言を反映した新しい憲法を当時至急作成しなければならなかったのですが、それをせず「大日本国憲法」を多少手直ししたぐらいの「憲法」しかGHQに提出しなかったから、敗戦後の日本の再出発を監視する極東委員会や国際情勢を心配したGHQが、ポツダム宣言を反映した新しい「憲法」を急いで起草しなければならなかったという事情があったからです。そして安倍首相は「素人が…」とも言いましたが、その一人に皆さんもご存知の故ゴードン・シロタ氏もいて(当時24、5歳であった故シロタ氏は「私の年齢を明かさないで!」と言っていたそうですが)、「捻り鉢巻」で「世界で最もよいものをつくらなければならない」と彼らは奮闘しました。反対に、新しい「憲法」づくりを引き伸ばしていた保守層の一人に、「日本の戦争が侵略戦争だなんて許されない」と抵抗していた岸信介氏(安倍首相の祖父)がいました。安倍首相の誤った「歴史認識」の源流はこのあたりにあるのではないのでしょうか。「これで戦争をしなくてすむようになった!」と日本国憲法の制定を歓迎した日本国民の立場からも、安倍首相の発言は許されないとします。

第2にポツダム宣言を受け入れて無条件降伏した当時の日本が日本人による新しい「憲法」を作るために、「帝国議会」を解散、解体して「制憲議会」を作らなかったことが未だに論議されていないからです。この「制憲議会」を作れば日本人による「憲法」が制定されたのです。それを差し置いているの発言は間違っていると、この際意見しなければならぬ事だと思えます。

安倍首相の発言からも、今、日本国憲法はその理念から無きものにされようとしています。これを県民に大いに訴える運動にしていくことが求められていると思えます。(T)

今月の署名行動

3月までの冬期間は、盛岡市街地での街頭署名活動はお休みいたします。各地域での宣伝活動にご尽力いただければと思います。頑張りましょう。